

## 第41号議案

### 府中市長及び副市長の給料の特例に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 2 4 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

職員の非違行為の責任を重く受け止め、自ら給料を減額するものであります。

## 府中市長及び副市長の給料の特例に関する条例

府中市長及び副市長に対して支給する令和2年7月分から9月分までの給料の月額、府中市長、副市長及び常勤監査委員の給与及び旅費支給条例（昭和29年6月府中市条例第26号。以下「条例」という。）第2条の規定にかかわらず、府中市長にあつては条例別表第1に掲げる給料月額から当該給料月額の100分の20に相当する額を減じた額とし、副市長にあつては同表に掲げる給料月額から当該給料月額の100分の10に相当する額を減じた額とする。ただし、条例第4条及び第5条に規定する退職手当の額の算定の基礎となる給料月額については、これらの条に規定する額とする。

### 付 則

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 この条例は、令和2年9月30日限り、その効力を失う。